

# 手続きあれこれ

## ①住民異動届

- ◆転入届 (町外↓安八町)
- ◆転居届 (町内での引っ越し)
- ◆転出届 (安八町↓町外)

### 【届出人】

いずれも本人、世帯主、同一世帯の家族。それ以外の方は委任状が必要です。

### 【届出期間】

転入及び転居は引っ越してから14日以内、転出は転出予定の14日前から

### 【届出に必要なもの】

印鑑(認印)、届出人の本人確認書類

### ●転入のときのみ

前住所地の市役所や役場などが発行した転出証明書。

※なお、いずれの場合も住民基本台帳カードや各種被保険者証などをお持ちの方は、手続き時にご持参ください。

## ②証明書発行

### ◆住民票

#### 【申請できる人】

本人、同一世帯の家族。それ以外の方は委任状が必要です。

#### 【申請に必要なもの】

手数料(200円)、申請者の本人確認書類

### ◆印鑑登録証明書

#### 【申請できる人】

本人または代理人

※印鑑登録証を預かってきていただきますと代理人でも申請できますが、登録者本人の氏名、住所、生年月日を記入していただきますので事前にご確認ください。

#### 【申請に必要なもの】

手数料200円、**印鑑登録証(水色のカード)**、申請者の本人確認書類

◎印鑑登録の手続きは『新規登録』、印鑑登録証の紛失に伴う『再登録』、登録する印鑑の『変更』などがあります。

本人が顔写真付きの公的証明書を持参して申請する場合は即日登録できますが、顔写真付きの公的証明書が無い方や代理人による申請をされる場合は即日登録ができませんので、事前に住民環境課へお問い合わせください。

### ◆戸籍謄本・抄本など

#### 【申請できる人】

本人、配偶者、直系血族(父母、祖父母、子、孫など)それ以外の方は委任状が必要です。

#### 【申請に必要なもの】

手数料  
・戸籍 1通 450円

### ・除籍・原戸籍

1通 750円

申請者の本人確認書類

※申請には本籍地番までご記入いただきますので、事前にご確認をお願いします。

## ③戸籍届出

出生届や婚姻届などの戸籍届出は、土日祝日や夜間などの業務時間外も受付できます。ただし、書類審査は平日の業務時間内となります。万が一、記入漏れや訂正などがあった場合は、再度役場へお越しいただくことがあります。業務時間外に提出される場合は、事前に住民環境課へお問い合わせいただくことをおすすめします。また、平日の業務時間内でしたら、提出前の事前点検もお受けできます。

## 戸籍・住民票Q&A

**Q①** 住所を異動したら、いつしよに本籍も異動するの？

**A①** 引っ越ししても本籍が変わることはありません。また、住所地と本籍地は同じである必要はありませんので、住所が異動しても本籍を異動させる必要はありません。

りません。本籍を異動したい場合は転籍届という手続きで異動させることが可能です。

**Q②** 母と同じ家に住んでいるのに、母の住民票を取ろうとしたら委任状が必要と言われました。どうしてですか？

母と同じ家に住んでいるのに、母の住民票を取ろうとしたら委任状が必要と言われました。どうしてですか？

皆さんがスムーズに手続きできるよう、便利な情報をご紹介します!!  
ぜひ、参考にしてください。

**A②** 住所や住んでいるお宅が同じであっても世帯を分けている場合(世帯分離)は、お互いの住民票を取得するときでも必ず委任状が必要になります。お手数ですが、委任状を添えて申請をしてください。

各種届け出や証明書等の申請などでお困りのことやご不明な点がありましたら、お気軽にお尋ねください。また、ホームページでも確認できます。

手続きがスムーズに進みますよう、持ち物などを確認のうえご来庁ください。

### ■お問い合わせ先

住民環境課 戸籍係

☎ 64・3111

(内線254)

<http://www.town.anaoichi.gifu.jp>

